

鳥羽市ワークスペース整備事業補助金審査要領

(目的)

第1条 この要領は、鳥羽市のワーケーション・テレワーク等の推進による関係人口の創出と市の主幹産業である観光産業の多角化を図るため、市内の宿泊施設、空き家等所有者及び地域団体・まちづくり団体・DMO 法人等が実施するワークスペース整備に要する経費の一部を補助する個人または事業所の審査にあたり必要な事項を定めるものとする。

(選定業務)

第2条 鳥羽市ワークスペース整備事業補助金審査会については、鳥羽市ワークスペース整備事業補助金選定委員会及び事務局（以下「委員」という。）が、以下の各項により審査を行う。

- 2 提出された事業計画や企画提案等について、別紙「個別評価表」に基づき評価を行う。
- 3 応募類型ごとに最優秀提案者を選定する。

(評価・採点)

第3条 評価・採点は、項目ごとに次の各号のとおり5段階評価で行うものとし、事業計画や企画提案等に対する評価、配点については、次項によるものとする。

- (1) 劣る提案
 - (2) やや劣る提案
 - (3) 普通の提案
 - (4) 良い提案
 - (5) とてもよい提案
- 2 審査にあたっては、ターゲットが明確であり、申請主体の強みを最大限に生かした、独自性のあるワークスペース整備に重点をおくものとし、「鳥羽市ワーケーション等推進構想」との整合性があり、かつ、適正な収支計画であることを条件に、事業額の多寡だけにとらわれず、事業計画や企画提案等の内容の良否をもっとも重視して行うものとする。

(審査・選定)

第4条 各委員において、上記の評価・採点の合計得点数が応募類型ごとに最高の提案者1名を最優秀提案者として選定し、各委員から最も多く最優秀提案者として選定された者で、かつ全委員による合計得点数が最高の者をモデル事業者とする。

- 2 モデル事業者が複数あった場合または、モデル事業者の条件を満たす者がいない場合は委員の協議により決定する。
- 3 モデル事業者は、「①小規模宿泊施設（収容人数30人以下）」「②その他宿泊施設」「③空き家等の所有者」「④地域団体・まちづくり団体・DMO 法人等」の4つの類型に対し、バランスを考慮して選定する。

鳥羽市ワークスペース整備事業補助金審査会 評価基準

項 目		評価内容・評価基準
1	一貫性	提案全体に一貫性があり、まとまっているか。
2	的確性	鳥羽の地域性等を理解し当事業の目的や委員会の意図を的確に把握しているか。鳥羽市ワーケーション等推進構想との整合性はあるか。
3	発展性	今後の施策へ活用することを視野に入れた提案であるか。広告・宣伝や販売促進などの展開がみられるか。
4	独創性	提案全体の中で創意工夫が見られるか。独自の視点や手法が取り入れられているか。
5	現実性	現実に遂行可能な提案内容か。実施効果が高い現実的な提案か。
6	現有知識	提案に鳥羽市や関係人口、ワーケーション等の類型、観光・商工分野に関する広い知識、関係法令や統計手法等に関する知識がみられるか。
7	情報収集力	提案に昨今の観光情勢や経済動向等の情報が含まれているか。
8	地域性	鳥羽市の特色（政策全般、観光資源、地理、産業等）に通じているか。
9	業務遂行体制	迅速な対応が可能で、専門知識と能力のある担当者を確保した体制となっているか。実施行程に無理がないか。
10	経済性	補助金要求額が上限金額内であるか。高い費用対効果が見込めるか。

【鳥羽市が期待するワークスペース整備】

- ・申請主体の強み（施設の大きさ、周囲の施設・自然、アクセシビリティ等）を最大限に生かした、ターゲットが明確であり、独自性のあるオフィス整備
- ・独自性があるワークスペースが地域に点在していることで、市全体として、様々なワーケーションのニーズに対応することができる
- ・整備対象が複数の場合は対象エリアの地域交流拠点としての整備や統一したコンセプトで整備されることが望ましい
- ・整備後の販促・広報・宣伝などの展開がみえ、実効性・現実性があることが望ましい